

## ＜自己決定＞に関する試論

—— 近代教育学における子ども—大人関係の捉え直しに向けて ——

岡部 美香

(教育哲学)

(平成14年10月17日受理)

### An Essay about >Self-determination<

—— for re-consideration about the child-adult relationship in modern pedagogy ——

Mika OKABE

#### 1. はじめに

2002年1月、根村直美氏から、氏の論稿「『病気・障害』をめぐる優生学的言説—法的な変遷と自己決定をめぐる—」<sup>(1)</sup>を通して、拙稿「子ども中心主義の教育学と優生学のインターフェイス—E.ケイ『児童の世紀』に見る＜自律的な主体＞であることという呪縛」<sup>(2)</sup>のなかの＜自己決定＞に関する記述に対し、コメントをいただいた。本論の目的は、氏のコメントに応答することと、それに関連して、いくつかの領域でこれまで重ねられてきた＜自己決定＞に関する議論を整理しつつ、今後、教育学の領域で＜自己決定＞という概念およびその背景にある＜自律的な主体＞という人間観の問い直しを進めるにあたっての筆者の視点を明らかにすることにある。

#### 2. 筆者の＜自己決定＞に関する記述

まず、筆者が拙稿「子ども中心主義の教育学と優生学のインターフェイス」のなかで＜自己決定＞に関して何を述べたかについて、要点をまとめておきたい。

この論稿のなかで、筆者は、20世紀初頭に生じた新教育運動の先駆として評価される E.ケイ (1849–1926) の教育学上の主著『児童の世紀 (Barnets århundrade)』(1900) を手がかりに、子ども中心主義を強く訴えた教育思想のなかで優生学的な言説がいかなる機能を果たしていたか、という問題について考察した。ケイの教育思想のなかでは、優生学的な言説が次の二つの仕掛けとして機能していた。一つには、子どもの内からの自然な発達を重視する「自然的教育」という教育方法を実現可能なものにするべく、子どもを＜自律的な主体＞として見な

すための仕掛け、もう一つには、女性の人権を確立するべく、子どもの母親たる女性が<自律的な主体>であることを証明するための仕掛けである。ここでいう<自律的な主体>とは、他者に依存することなく自分のことは自分で決定できる主体、すなわち<自己決定>できる主体のことを意味する。この考察を通して、子ども中心主義的な教育学的思考と優生学的な思考が、子どもとその母親たる女性を<自律的な主体>として規定する論理のなかで密接に結びついていることが明らかとなった。

近代以降の人権概念は、人間が<自律的な主体>であること、すなわち、他者に依存することなく<自己決定>できる主体であることを基礎としてきた。19世紀までの西洋諸国では、<自律的な主体>という理念は、基本的に、成人男性に妥当するものと考えられてきた。他方、子どもと女性は、未成年状態にあると見なされ、それゆえに人権が十分に保障されない状況にあった。そこで、ケイは、子どもと女性の人権を確立するべく、両者を<自律的な主体>として規定する論理を打ち立てようとしたのである。ケイの主張は、20世紀初頭の時点においては、たしかに、子どもと女性をひとりの人間として解放するのに有効な理論的基盤を提供し、事実として、当時、世界各地で展開されていた新教育運動や女性解放運動を推進する力となった。

ただし、ケイの論理のなかで、優生学的な言説は、子どもとその母親たる女性を<自律的な主体>として見なすための仕掛けとして機能すると同時に、次のような側面も併せもっていた。すなわち、子どもに対してその内からの自然な発達を十全に保障するために、生後の発達が自然な過程を逸脱することのないよう、子どもが生まれる前の段階で、子どもの自然そのものに意図的な人為的操作を加える、という矛盾を招来する側面である。この場合、障害をもって産まれてくることは、子どもにとって本来あるべき自然ではないと見なされ、人為的操作の対象とされた。子どもと女性を<自律的な主体>と見なすことによってこのような矛盾や差別が招来されるという事態は、<自律的な主体>であることを過度に追求するならば、つまり、他者に依存することなく<自己決定>できる主体であることを過度に追求するならば、それによって歪んだり、失われたりする何かが人間にはあるということを意味するのではないか。

そこで筆者は、立岩真也氏の議論を援用しつつ<sup>(3)</sup>、<自己決定>の範囲に置けないもの、また、その範囲に置けるか否かにかかわらず敢えて置かないものを「他者」と措定し、人間には、そのような「他者」が存在することによって、世界を、また自らの生そのものを享受できるという一面があることを確認した。そして、人間の生のそうした一面を考慮しつつ、近代以降の人権概念や子ども中心主義の教育学を基礎づけてきた<自律的な主体>という理念、および、その理念に深くかかわる<自己決定>という概念について、その自明性を問い直すことを、今後の課題として指摘したのである。

### 3. 根村氏のコメント

では次に、根村氏からいただいたコメントの内容を紹介することにしよう。

根村氏は、「『病気・障害』をめぐる優生学的言説—法的な変遷と自己決定をめぐる—」のなかで、国民優生法の制定（1940年）から優生保護法を経て母体保護法の成立（1996年）にいたるまでの日本における優生法の歴史を振り返り、それらの制定や改正を巡る動きのなかで「病気・障害」に関する言説がどのように表れたかを丁寧に跡づけている。

1940年、国民優生法が制定された。それは、国家が、戦争を遂行するに足る「人的資源」を確保するために、国民の身体的資質を管理するためであった。ただし、戦力の増強を目して人口増加政策が推進されたために、この法律は、結局は実効性の乏しいものとなった。

ところが、戦後に入ると、優生政策が戦前よりも強化された形で施行されるようになる。「健康」が基本的人権として承認されたにもかかわらず、である。というのは、一つには、海外からの引き上げと復員、ベビーブーム等の影響によって人口過剰問題が浮上したからであり、もう一つには、「文化国家」あるいは「経済大国」としての日本の復興を推進するべく、人口資質の向上と人的能力の開発が政策課題として掲げられたからである。

さらに、1960年代後半から70年代にかけて、「障害者」を「不幸」と捉える図式に拠って立つ政策がいくつかの地方自治体で実施されたのをきっかけに、優生思想を、国家の政策よりも、むしろ個人の<自己決定>と結びつけようとする思考が人々の間に広く浸透するようになった。時代が下るにつれ、優生思想と個人の<自己決定>との結びつきは、いっそう強化されつつある。

根村氏は、このように優生法の歴史を俯瞰した後、今日的問題について言及している。1996年、優生保護法は母体保護法に改正された。しかし、優生という用語を用いないという選択をしたり、優生というレッテルを剥がしたりしたとしても、優生思想と個人の<自己決定>との結びつきという問題、いわゆる「内なる優生思想」の問題は解消されるわけではない。なぜなら、問題は、言語使用にあるのではなく、「個々人の『決定』の集積が作り出す方向性の中に、『病気』や『障害』を持つ子どもに対する意識的、あるいは無意識的な忌避をみてとることができるのではないかということ」にあるからである。

そこで、<自己決定>の問題を教育の場でどのように語っていくか、ということが、私たちにとって重要な課題になる、と根村氏は続ける。そして、この課題に取り組むには、まず<自己決定>の意味を考えなければならない、と指摘する。この指摘に関連して、筆者の<自己決定>に関する記述へのコメントが展開される。少し長くなるが、根村氏のコメントをそのまま引用することにしよう（ただし、以下の引用文の丸括弧内および下線は、すべて引用者である岡部による）。

「岡部美香氏は、立岩真也氏の議論を援用して、自己決定の範囲に置けないものや置けるか否かにかかわらず、あえて置かないものを『他者』として措定することを提案しているが、筆者（＝根村氏）はそのような試みの前になすべきことがあると考えている。

筆者（＝根村氏）の考えるところでは、単に、本当の意味で、『自己決定』がなされている状況というのは、国家などの外部からの明白な強制が見られないということばかりにとどまらない。遺伝的に『病気』や『障害』をもつ子どもを産み育てることができるという選択肢が女性あるいはカップルに存在するかどうかということが問題となるであろう。選択肢があるということには、物理的に援助があるといったことばかりでなく、精神的に何ら圧迫がないこと、また、生き方として『病気』や『障害』をもつ子どもを『産む』ことが容認されるということも含まれる。そう考えてみるならば、『内なる優生思想』は、本当の意味での『自己決定』と結びつくとはいえないのではなかろうか。仮に、『内なる優生思想』というように、『優生思想』が内面化されていたとしても、その『思想』以外の考え方が示されることがない状況では『内なる優生思想』は決して本当の意味での『自己決定』とはいえないであろう。その意味

で、筆者は、『内なる優生思想』と単純に『自己決定』を結びつけるようなこれまでの議論の再検討が必要なのではないかと考えている。

手始めに、『内なる優生思想』に関して、本当の意味で『思想』の上でも選択肢が用意されていたのかを考え直していく必要があるように思う。これについては、日本の状況に関する限り、『内なる優生思想』の内面化は、必ずしも、本当の意味で『自己決定』といえる状況にあったとはいえないと思われる。

(中略)

こうした記述がなされている現状において、『内なる優生思想』を『自己決定』として語ることはできないように思う。それは、むしろ、『やむをえざる決定』ともいうべきものと考えられるのである。

こうした事情を考えるならば、筆者は、教育の場で、安易に『自己決定』という言葉を使うことを控えるべきかと思う。と同時に、我々が教育の場においてしなければならないことは、『自己決定』という概念を手放すこと、あるいは、それにとって代わる概念を模索することではない。『自己決定』ということの意味を問い直していくことなのである。その言葉を使うことのできる状況を明らかにすることが肝要である。そのことは、『自己決定』とはいえない『決定』がなされている状況を明らかにするであろう。『内なる優生思想』と『自己決定』の問題を突き詰めていくのは、その後のことなのである。

この引用文中に示された根村氏の論点を、下線部を中心に整理してみよう。まず、根村氏は、<自己決定>の意味を問い直す必要があることを指摘する。氏は、その問い直しを次のようなアプローチから試みようとしている。

これまで<自己決定>といわれてきたものは、実は、「やむをえざる決定」というべきものであり、「本当の意味での<自己決定>」ではない。では、氏のいう「本当の意味での<自己決定>」とは、どのような<自己決定>をさすのか。氏によると、「本当の意味での<自己決定>」が成立するには、次の二つの条件が満たされる必要がある。一つには、<自己決定>をする女性あるいはカップルに対して外部からの明白な強制が見られないこと、もう一つには、<自己決定>をする女性あるいはカップルに、物理的な援助という意味においても、目に見えない精神的な圧迫からの解放という意味においても、優生学的な意味合いを帯びた決定以外の選択肢が用意されているということ、である。この二つの条件が満たされていない限り、「本当の意味での<自己決定>」は成立しない。したがって、何よりもまず、氏がいうところの「本当の意味での<自己決定>」を現実化するための条件を整備する必要がある。以上が、根村氏の論点であると思われる。

#### 4. <自己決定>へのマクロ的アプローチとミクロ的アプローチ

根村氏と筆者は、<自己決定>概念を「手放すのではなく、あるいはまた、それにとって代わる概念を模索するのでもなく」、その意味内容を問い直す、という点で共通している。異なるのは、問い直しへのアプローチである。

氏は、上述のように、個人が<自己決定>を行う場面において、<自己決定>の結果を結局は一方向へ促すような——氏の言葉を借りるなら、<自己決定>を「やむをえざる決定」にし

てしまうような——作用がその個人に対して働いているか否か、働いているとすれば、いかにしてその作用が極力、働かないような状況を整備し、氏のいう「本当の意味での＜自己決定＞」を実現可能にするかを検討する、というアプローチを採る。

たしかに、女性は、子どもを産む／産まないという決定とその決定に伴って生じる事態に大きく、かつ深く巻き込まれるにもかかわらず、これまで長い間、その事態への対処において自分自身の自由意志を表明したり反映させたりするのが難しい状況にあった。不妊治療経験のある女性への聞き取り調査を行った柘植あづみ氏によると、今日においても女性は、さまざまな有形・無形の圧迫に晒されている<sup>(4)</sup>。婚姻や祖先祭祀における「家」意識と「いのちを繋ぐ」という観念。「夫や両親への愛情があるからこそ子どもをもちたい」という語りに内面化された「母性」や「良妻賢母」イデオロギー。文化的・社会的にだけでなく、身体的・生物学的に見ても女性とは産む性のことをさすのだという、一般に広く、そして根強く浸透している「女性性」イデオロギー。これらの外圧・内圧に対処し、女性自身の自由意志が可能な限り反映できる状況を整えることは、根村氏が主張するように、重要な課題である。

このように考えるならば、根村氏が採ろうとしているアプローチは、個人の＜自己決定＞を意識的あるいは無意識的に規定している歴史的・社会的・思想的構造を分析・検討する、というマクロ的なアプローチであるといえる。

これに対して、筆者は、＜自己決定＞という場合に、すでに大前提として自明視されている「自分」という概念の内実について、いま一度、検討するというアプローチを採る。その場合、次の一連の問いが立てられることになる。

- 1 - a <自己決定>、すなわち、「自分のことは自分で決定する」という場合、何が、あるいは、どこまでが「自分のこと」の範囲に入り得るのか。
- 1 - b また、「自分」以外のもの、あるいは、「自分のこと」以外のこととしての「他者」をどのように捉え、その「他者」と具体的にどのような関係を結ぶのか。
- 2 - a <自己決定>、すなわち、「自分のことは自分で決定する」という場合、人は、純粋に「自分で」決定しているのか、あるいはまた、純粋に「自分で」決定し得るのか。
- 2 - b もし、純粋に「自分で」決定しているのでないとしたら、あるいは、純粋に「自分で」決定し得ないのだとしたら、すなわち、「他者」からの影響を受けつつ決定するものであるとしたら、この「自分」は「他者」と具体的にどのような関係を結べばよいのか。

このように、筆者が採ろうとしているのは、＜自己決定＞をする「自分」とは何か（誰か）、そしてまた、その「自分」は「他者」と具体的にどのような関係を結ぶのか、「他者」に対して具体的にどのように働きかけたり、応えたりするのかを探求する、というミクロ的なアプローチなのである。

ところで、根村氏は、氏のアプローチと筆者のアプローチを対照させて、先に前者に取り組み、その後で後者に取りかかるべきだと主張している。だが、果たして、二つのアプローチは、そのように順列において語られるものなのであろうか。筆者は、二つのアプローチは相互補完的なものであり、それゆえ同時に考察を進め得るし、むしろ並行して、互いに知の成果を交叉させながら考察を進める必要がある、と考える。

というのも、現実において、ある個人が＜自己決定＞を行う場合、その個人は、さまざまな外圧・内圧によって作用を及ぼされる存在であると同時に、決定という行為を通して具体的な「他者」に何らかの物理的あるいは精神的作用を及ぼす存在でもあるからである。中村雄二郎氏は、他者の意志に従属、依存することなく自律的に行為していても、人間の振る舞いは、ただ能動的ではあり得ず、他者からの働きかけを受けるという受動的な側面をもつ、と分析する<sup>(5)</sup>。つまり、現実に行為する人間は、作用を及ぼされつつ作用を及ぼす「パトスの・受苦的な存在」なのである。

上に述べたマクロ的アプローチとミクロ的アプローチは、＜自己決定＞場面における個人の「作用を及ぼされる側面」に対する取り組みと「作用を及ぼす」側面に対する取り組みとして言い換えることもできるであろう。とすれば、現実に行為する人間が、作用を及ぼされつつ、同時に作用を及ぼす存在であることを考慮するなら、やはりマクロ的アプローチとミクロ的アプローチは、どちらが先というのではなく、相互補完的なものとして捉えることができると思われる。

## 5. これまでの＜自己決定＞論とその課題

筆者は、マクロ的アプローチの成果にできる限り学びつつ、基本的にはミクロ的なアプローチから、＜自己決定＞という概念および＜自律的な主体＞という理念の自明性を問い直すと同時に、近代以降、これらの概念のもとで作用・被作用関係に切り詰められた観のある教育（学）領域における世代関係——この最たるものが、E.ケイに見られるような優生学的な意味合いを帯びた子ども—大人関係であり、また、優生学の描く子ども—大人関係と親和的な、ケイと同時代に活躍した新教育の理論家・実践家たちの教育関係論であると思われる——を考察の対象として、そこに潜在しているさまざまな可能性を拓いていきたい、と考えている。

今後、この考察を進めていくための前作業として、＜自己決定＞に関してこれまでどのような議論が交わされてきたのかを振り返ることは、無意味ではないと思われる。とはいえ、広範に展開されてきた＜自己決定＞論のすべてに目配りすることは、筆者の現在の準備状況と力量では、とうてい適わない。以下では、妊娠・出産にまつわる＜自己決定＞を中心に、管見の限りで、議論の視点とその課題について整理してみたい。

### 1) フェミニズム

フェミニズムは、＜自己決定＞について最も盛んに議論を交わしてきた領域の一つである。この領域で＜自己決定＞といえば、たいていの場合、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、すなわち、子どもを産む/産まないに関する女性の自己決定権をさす。

加藤秀一氏によると、フェミニズムの領域でいう＜自己決定＞の「自己」には、二重の意味が包含されている。すなわち、

- ① 胎児との関係における女性の「自己」
- ② 家父長制（男性、家族・親族、医療、教会、社会、国家…）との関係における女性の「自己」

という意味である<sup>(6)</sup>。

従来、フェミニストは、②の意味における「自己」を前面に打ち出して、女性の自己決定権を主張するべく論陣を張ってきた。彼女／彼らが批判の対象としてきたのは、あくまでも、国家や社会、イエなどといった、女性自身の意志を十分に考慮することなく妊娠・出産を管理しようとしてきた家父長的な制度であり、また、そうした制度を是認する歴史的・社会的・思想的な構造であった。

しかし、加藤氏が述べるように、フェミニズムの領域における<自己決定>は、②の意味の「自己」と同時に①の意味の「自己」をも包含しており、それゆえ、女性の自己決定権を擁護するべく、家父長的な制度に対する批判を強めれば強めるほど、結果として、胎児の生命権との対立を深めてしまう、という事態に陥ることになってしまった。フェミニズムにおける<自己決定>論は、フェミニストと胎児の生命権を主張する人々——中絶を殺人と捉える人々や、障害をもって生まれる確率の高い胎児の中絶が障害者への差別の固定化、さらには障害者の存在の否定へとつながるのではないかと危惧する人々など——が対立する形で展開することになってしまったのである。

にもかかわらず、フェミニストたちは、丁寧に、粘り強く議論を重ね、胎児の生命権と対立することなく、とりわけ障害をもつ胎児の生命権と対立することなく、女性の自己決定権を主張する道を模索してきた。この模索には、二つのやり方があるように思われる。

まず一つめは、オールタナティブのない決定を強いられているから、女性の自己決定権の主張は胎児の生命権の主張と「やむを得ず」対立してしまうのだ、という考えに基づくものである。たしかに、医師から「病気」や「障害」をもって産まれてくる確率が高いと告げられたとき、現行の社会においては、物理的な援助という意味でも、精神的な圧迫からの自由という意味でも、子どもを産むという選択肢が産まないという選択肢と同じ比重で存在しているとはとてもいえない。その場合、背景にある歴史的・社会的・思想的な構造を批判的に吟味することなく、「やむを得ざる」決定を強いられている女性に対して、「胎児の生命権を軽視するのか」と迫るのはフェアではない。したがって、女性の<自己決定>を巡る状況を整備することが重要になる。これは、前節までに言及したマクロ的アプローチに属するものだといえよう。

もう一つは、子どもと女性を対立させる思考図式をずらしていく、というやり方である。その場合、思考図式をずらす方法として、次の二つの方法が挙げられる。

まず、男性はどこにいるのか、という問いを立てる方法である。妊娠は、女性の身に生じる出来事ではあるが、女性だけでは生じない出来事でもある。つまり、何らかの形で必ず男性も関与しているはずなのである。にもかかわらず、フェミニズムの領域では、女性の自己決定権を主張しようとするあまり、知らず知らずのうちに、妊娠・出産を巡る議論から男性の存在を消去してきたという側面がある。たとえば、ある不妊治療に関するアンケートの結果によると、男女とも「妊娠・出産といった問題は女性の問題であり、男性は本質的に関係ない」という意識がいまだに強いという<sup>(7)</sup>。

また、森岡正博氏は、子どもを産む／産まないという決定に関して蚊帳の外に置かれてしまったために、男性に深刻な心的外傷が残る場合のあることを指摘している。「妊娠が分かって男性は女性に産んでほしかったのだが、女性の方がそれをいやがって中絶してしまった、ということが実際にある。女性の都合と言いつつ、男性が引きずられた結果である。そんなときに、男性は、やはりトラウマをかかえてしまう。中絶という暴力行使を、自分の力によって食

い止めることができなかつたという悔いを抱えてしまつたり、自分もその暴力の共犯者になつてしまつたという負い目を抱えたりすることがある。中絶をさせてしまつた、あるいはされてしまつたことに起因する男性の心的外傷については、いままでほとんど語られてこなかつた。フェミニズムの目配りがここまで届かないのはしかたない。これは今後の男性学が真剣に取り組むべきテーマである。』<sup>(8)</sup>

たしかに、従来、女性の自己決定権を論じるときには、無批判に男性を家父長制の側、すなわち女性を抑圧する側に位置づけることが多かつたかもしれない。しかし、上の引用を見ると、妊娠・出産を巡る出来事がすべて「男性は抑圧する側、女性は抑圧される側」という図式にすっぽり収まるわけではないことが分かる。江原由美子氏が提案しているように、今後は、男女のパートナーシップのあり方を始めとして、妊娠・出産に関与する人々がある決定へと至るのを、また、その決定に基づいて行為するのを支援するような社会関係や社会組織のあり方を検討することが必要だといえよう<sup>(9)</sup>。

さて、子どもと女性を対立させる思考図式をずらしていくためのもう一つの方法は、従来、作用・被作用、あるいは、コントロールする・されるというような二項対立図式で論じられることの多かつた子ども—大人（女性）関係を捉え直し、誰もが他者によって決定されない存在、あるいは、コントロールされない存在であるという認識に基づいた子ども—大人関係のあり方を模索する、というものである。

これに関して、加藤秀一氏は、次のような見解を提示している。

「だが他方、『われわれ』の範囲をそのように拡大すること（岡部注：胎児を現在生きている『われわれ』の一員として見なすこと）には、根底的な違和感がつきまとう。胎児と未来の世代とを含む『未だ生まれざる者たち』を『われわれ』と呼ぶこと、彼・彼女らの権利や彼・彼女らに対する『われわれ』の責任という問題を、彼・彼女らを『われわれ』と呼ぶところから考え始めることは、果たして正当なのか。

（中略）

…未来とは、延長された現在ではない。先取りされた未来などもはや未来の名に値しない。だからおそらく、『未来の世代』の権利などを考えることは、厳密には不可能である、というよりも、語義矛盾にすぎない。未来とは、想像不可能な何ものかの謂であるとすれば、われわれにできるのは、せいぜい『われわれの』子孫について考えることに過ぎないのである。そしてそれは『未来』とは何の関係もない事柄なのだ。

この地点で考えるとき、胎児を『われわれ』に回収しようとすることは、途方もない暴力であるようにみえてくる。胎児を真に未来を担う存在として考えるなら、彼・彼女らが『われわれ』の想像をあらかじめ越えた（もしかするとわれわれの尺度にとっては邪悪な）存在であることを見切るところから、再び考え始めるべきではないのか。胎児という『辺境的存在者』を『われわれ』と同列の『中心的存在者』の一員に加えよという井上の倫理に対して、私は、胎児をいかなる意味でも『われわれ』とは呼び得ないものとして、すなわち『他者』として『われわれ』の思考と情動の果てに措くという、別の倫理の可能性を提示したい。もちろん、だから胎児には何をしてもいい、などという結論は直接には含意されないことを、蛇足ながら注記しておこう。』<sup>(10)</sup>



どこまでも「自己」の彼岸にあり続ける「他者」、とりわけ、未だ存在しないが、いつかは自分と対峙するはずの「他者」としての子どもと大人はどのような関係を結ぶのか。また、子ども、大人、いずれもが、決定されない存在、コントロールされない存在であることを基本とする場合、子どもと大人はどのような関係を結ぶのか。これを探求するのが、子どもと女性を対立させる思考図式をずらしていくための二つめの方法である。

## 2) 医療・看護・生命倫理

さて、医療・看護・生命倫理の領域でも、＜自己決定＞を巡る議論が活発に交わされてきた。この議論は、概して、クライアントの＜自己決定＞権の主張とメディカル・パターナリズム（医療場面における医師・看護師らの温情的干渉主義）との対立という形で展開されてきたといえる。

医療行為・看護行為は、高度な専門知識を駆使して行われる。それゆえに、たいていの場合、クライアントと医師・看護師との関係は、病状・症状およびその治療に関する情報量という点で、非対称的なものとならざるを得ない。以前は、クライアントの利益となるような治療行為を医師・看護師が判断して行使し、クライアントは医師・看護師を信頼してその判断に任せるというのが一般的な傾向であった。しかし、医師・看護師のそうしたパターナリスティックな医療行為・看護行為は、時として、クライアントやその周囲の人々の意志や感情を無視してしまい、結果として、クライアントの身体・生命に関する権利やその人間としての尊厳を侵してしまう恐れがある。そこで、インフォームド・コンセント（医師・看護師が行う治療行為に関して、十分な情報が与えられたうえで示される、クライアントの自由意志による同意）という概念が提唱されるようになった<sup>(11)</sup>。

では、つねにインフォームド・コンセントを行えばクライアントの意志が尊重されるかといえば、事はそう単純ではない。高度な医学的知識が開示されることによって、逆にクライアントの混乱を招いてしまう場合や、クライアントが自分の病状・症状について「知りたくない」と思っている場合は、どうするのか。そのような場合に敢えて情報を開示することは、果たして、本当にクライアントのためになるのか。

また、そもそも、医療・看護場面で、つねにインフォームド・コンセントが行えるのか、という問題もある。クライアントが自分の意志や感情を表明できない立場、あるいは十分に表明できない立場にある場合にはどうするのか。たとえば、クライアントが、昏睡状態の人、アルツハイマーにかかった人、重度の障害等のために意志・感情の表明が難しい人、少年少女、乳幼児、あるいは胎児であった場合などである。

この問題は、いわゆる「線引き」論とも関連してくる。「線引き」論とは、生命はどの時点から＜ひと＞になるのか、また、どの時点から＜ひと＞ではなくなるのか、を主題とする議論である。これは、中絶、脳死、臓器移植などといった医療行為の正当性の判断根拠にかかわるものであり、生命倫理の根本問題であるといえる。しかし、この議論は、人間集団を＜ひと＞と＜ひと＞でない人に分け、前者を「生きる資格のある人」、後者を「前者と同じだけの生きる資格のない人」として差別化することを前提としている。それゆえに、人間集団を「優」「劣」に分け、後者を社会から排除するべく構想された優生学に通底する問題の多い議論として、この「線引き」論を厳しく批判する研究者は少なくない<sup>(12)</sup>。

以上のように、医療・看護・生命倫理の領域では、インフォームド・コンセントなどによる

クライアントの意志の尊重と医師・看護師によるパターナリズムとを対置させ、その是非や条件について吟味するという形で、＜自己決定＞論議が展開されてきたといえる。この一連の論議のなかでは、たしかに、いくつもの要素が複雑に錯綜してはいるが、その根底には一貫して次の問題が存在しているように思われる。すなわち、身体・生命に関する＜自己決定＞という場合、結局、「誰が」「どこまで」決定することができるのか、あるいは、決定することが許されるのか、という問題である。

この問題は、一見、シンプルなようであるが、実は、非常に複雑かつ繊細な問題であるといえる。

一見、シンプルだと思われるのは、次のような理由に基づく。「あなたの身体はだれのもの？」と尋ねられたら、当然、尋ねられた人は「『私』のもの」と答えるであろう。たしかに、自分の身体をどう扱うか、に関する決定権は絶対的に、あるいは、優先的に「自分」に属するものであり、だからこそ、「自分」の身体を「自分」の意志に反して他人に好きなように扱われると、心外であったり、屈辱を感じたりする。また、数年前、女子中高生の「援助交際」が、現代の若者における道徳性の低下を象徴する社会問題としてマス・メディアで取り沙汰されたが、「私の身体をどうしようと私の勝手でしょ」という彼女たちの言葉に対して、大人たちがすぐに明快に反論できなかつたのも、おそらく同じ理由によるだろう。

「私の身体は私のもの」、「私の身体をどうしようと私の勝手」という言葉の背景にあるのは、個々の身体を個々の人間の所有物と見なす身体観である。この身体観のもとでは、身体に関する自己決定権は、自分に属するモノを自由にコントロールする権利、すなわち、自分に属する身体を好きなように所有する（あるいは、処分する）権利であるかのように捉えられる。

このような身体観を有する人は、身体や生命に関する＜自己決定＞の議論を、「その身体は誰のものか」という問いから始めようとする。ところが、生命の誕生あるいは生命の喪失という現象が生起する場としての身体は、往々にして、そのような問いを無意味と化してしまうような様相を呈する。

たとえば、次のようなケース。

「渡辺さんは言う。自分が脳死状態になったときには、すぐに臓器を提供してほしい。脳死になったら生きている意味はないから、移植に役立てたほうが、家族にも負担をかけなくてすむ。ところが、同じことを言っていた父親が昏睡状態になった。渡辺さんたち家族は、『今、父が持っている生きる力を尊重すること』を選んだ。渡辺さんの文章から引用しよう。

『意識のない父の身体にさわって、そのあたたかさを感じることは、現在、唯一の対話である。それは日常の、言葉や表情などを通じてのコミュニケーションとは異質だ。伝わってくるものに、私の感受性は限りなく広く深まっていく。心を平らかにして、避けられない父との別れを受け入れる準備をしていく。

つまり、父のあたたかさのおかげで、私がいやされているといってもいい。今、父が生命を維持している状態は、本人にとっては不本意かもしれないが、手を握り続ける側にとっては有意義なことなのだ。

私自身はドナーになる選択をしたい。だが今回の経験から、もしその時、私の家族が望むなら、私のあたたかさを一日でも一時間でも長く分かち合うことを許そうと思うようになった。今の父のように。』<sup>(13)</sup>

渡辺さんという女性の父親は、脳死を選択するという意志を家族に告げていた。ところが、昏睡状態にある彼の身体に対する渡辺さんの行為は、彼の意志決定に沿うものではない。渡辺さん自身も、脳死を選択し、ドナーになりたいという意志をもつにもかかわらず、である。

ここで、昏睡状態にある身体は誰のものかという点、当然、その所有権（＝処分権）は優先的に渡辺さんの父親にある。したがって、渡辺さんの行為は、父親の自己決定権を侵害するものであるという見方もできる。しかし、この所有の論理は、手の触覚を通してのみのコミュニケーションによって渡辺さんとその父親の間に現象したあたたかさ、意味の豊かさの前では、雲散霧消してしまう。二人の間に現象したような、「身体性の次元で機能するダイナミックな共同性や影響関係」を、森岡正博氏は、メルロ＝ポンティに即して、「間身体性」と呼んでいる<sup>(14)</sup>。

人間は、「他者」との関係のなかに生まれ、「他者」との関係のなかで生き、そして、「他者」との関係のなかで生の終焉を迎える「関係－内－存在」である。人間の存在をこのように捉えるならば、生命の誕生あるいは生命の喪失が現象する場としての人間の身体もまた、「他者」との関係のなかにあるといえる。したがって、個人の身体には、その個人が「他者」と結んでいる関係に応じて「間身体性」が現象し、機能することになるだろう。

これまで、身体や生命に関する<自己決定>が問題とされる時、この「間身体性」が十分に考慮されてきただろうか。産む／産まないに関する<自己決定>の是非や妥当性が問われる場面で、「妊娠した女性の身体／その身体の一部である胎児の身体は誰のものか（＝それを処分する権利は誰にあるのか）」という議論が繰り返されてきたことを考えると、十分に考慮されてきたとはいえないのではないだろうか。「間身体性」というこの複雑かつ繊細な現象に照らして、身体に関する自己決定権やインフォームド・コンセントといった概念の意味を問い直し、クライアントとクライアントを巡る人々との関係のあり方を検討することが、これからの医療・看護・生命倫理の領域における課題なのだろう<sup>(15)</sup>。

## 6. おわりに

以上、フェミニズム・医療・看護・生命倫理の領域における<自己決定>論を概観してきた。いずれの領域においても、<自己決定>概念の大前提となる「自分」という概念そのものが大きく揺らいでいることがわかる。

今後も、「自分」という概念は、さまざまな臨床場面や現実の生活世界のなかで、そしてまた、そうした臨床場面や現実の生活世界で生じている現象に照らして近代の知を問い直そうとする哲学や社会学、フェミニズムなどの領域における研究者の真摯な営みによって、さらに大きく揺さぶられることになるだろう。

教育および教育学もまた、必然的に、この揺れに巻き込まれざるを得ない。従来、大人は、子どもが自分のしたいこと、すべきことを明確に意識し、それを自分で実現する力を身につけることができるよう働きかけてきた。とりわけ近代以降の大人は、そのような働きかけができるだけ効率よく行われるよう、合理的なシステムを築き上げるべく努力してきた。これが、今日の私たちが「教育」と呼ぶものである。それゆえ、「自分」という概念の揺らぎは、この「教育」の営みの意味や成果を根底から覆すのに十分な影響力をもっているといえる。

しかし一方で、この揺れは、さまざまな点で制度疲労を起こしている「教育」の閉塞状況を

突破する一つの契機になる可能性ももっている。近代以降、大人たちは、合理的な「教育」システムを構築することによって一定の成果を生み出してきたが、一方では、多くの教育のオルタナティブを喪失したり、切り捨てたりしてきた。近代教育学もまた、学問としての知の体系を構築する一方で、さまざまな可能性を見失ったり、隠蔽したりしてきたといえる。近代教育(学)の根底を揺さぶる動きは、大きな不安と時に痛みを伴うかもしれないが、そうしたオルタナティブや可能性をふたたび、あるいは、新しく見出すきっかけにもなり得る。

では、「自分」および<自己決定>という概念の問い直しは、教育学の領域では、いかなる問題として措定されるのか。

すでに何人かの教育学研究者が述べているように、近代教育学の学問としての自律性と固有性は、他者に従属・依存することなく自分のことは自分で(決定)できる<自律的な>人間を育成するという教育理念のもとで子どもと大人の教育関係を定式化した点に依拠している<sup>(16)</sup>。

<自律的>な人間という啓蒙主義以来の人間観に彩られた教育関係は、実は、本来的に矛盾を抱え込んでいる。この矛盾とは、一言で言えば、「自律的な主体をいかにして他律的に育成し得るのか」というものである。まだ自分のことが自分でできない、したがって他者に依存あるいは従属するしかない子どもを、いかにして自分のことは自分で(決定)できる自律的な大人にするか。この教育的課題に取り組む際に、大人は次のようなメッセージを発しながら子どもに働きかける。「自律的な人間になるために、私の言うことを聞きなさい(私の言うことに従いなさい)。「自律的であれ!」と「そのためには、他律的であれ!」という、大人から同時に発信される二つのメッセージ、子どもをダブル・バインド状態に追い込んでしまいかねないこの二つの矛盾したメッセージが、「教育」のなかには溢れている。

近代教育学は、このような矛盾を包含する教育関係を基盤として、合理的・体系的に教育的な知とさまざまな教育にまつわる制度を構築してきた。したがって、この基盤の自明性を問い直すことが、今日、教育学に固有の課題であるといえよう。

ただ、一口に教育学といっても、そのなかではさまざまな専門に分化しているがゆえに、この課題に取り組むにも、いろいろなアプローチがあるだろう。そこで、教育思想史を専門とする筆者は、次のようなアプローチから取り組みたいと考えている。

一つは、<自律性>およびこれに類する概念——たとえば、自発性、自己活動、内からの自然な発達など——を再検討する作業である。教育思想や教育言説のなかに表れた<自律性>という概念の系譜を辿り直し、この概念が発達するにつれて、あるいは、強調されるにつれて、人間の「他者から作用を受けつつ作用する」という側面、すなわち、「パトスの・受苦的な」側面がどのように描かれるようになったか、あるいは、描かれなくなったか、を探る。これは、第4節で立てた<自己決定>に関するミクロ的アプローチに附随する問いのうちの、1-a/b を含んでいる。

次に、<自律性>という概念を中核にして構成されてきた、近代教育学における子ども—大人関係を再検討する。先に述べたように、人間が「パトスの・受苦的」存在であるとしたら、実際には、子どもと大人の間には何らかの相互作用が生じているはずである。子ども—大人間のこの相互作用を、教育思想はどのように描いてきたか、あるいは、描いてこなかったか。これを考察する。これは、第4節で立てた問いに即して言えば、2-a/b を含む。

そして、こうした思想史的アプローチを通して得た結果を、さまざまな臨床場面や現実の生活世界で結ばれている世代関係に照らしてあらためて見つめ直すこと、また、そこに生起して

いる現象の意味を読み解いていくことも必要であろう。この作業のなかでは、教育学の知を、第5節で概観したようなフェミニズムや医学・看護学・生命倫理の領域の知と交叉させつつ、人間に関わる臨床的、包括的な知を新たに生成することが求められる。

こうした考察を通して、子ども－大人関係のオールタナティブを模索すること、そして、子ども－大人関係がもつさまざまな可能性や意味を読み解くことは、教育学の今日的課題に取り組む一つの道であると思われる。

#### 註

- (1) 根村氏（日本大学）のこの論稿は、教育哲学会第43回大会（2000年10月14・15日）のラウンドテーブルで、根村氏、藤川信夫氏（大阪大学）と筆者が共同発表した際の際の原稿を文章化したものである。この原稿は、2002年1月に、根村氏から藤川氏を通して、メールで筆者のもとに届けられた。なお、2000年より、藤川氏、根村氏、山内紀幸氏（山梨学院短期大学）らとともに、筆者は、教育学と優生学との関連を主題とする研究プロジェクトを立ち上げ、議論を重ねている。
- (2) 岡部美香「子ども中心主義の教育学と優生学のインターフェイス－E. ケイ『児童の世紀』に見る<自律的な主体>であることという呪縛」、教育思想史学会編『近代教育フォーラム』第10号、2001年、235－247頁。
- (3) 立岩真也『私的所有論』、勁草書房、1997年、103－116頁。
- (4) 柘植あづみ「生殖技術と女性の身体をあいだ」、『思想』第908号、2002年2月、181－198頁。
- (5) 中村雄二郎『臨床の知とは何か』、岩波新書、1992年。
- (6) 加藤秀一「女性の自己決定権の擁護－リプロダクティブ・フリーダムのために－」、江原由美子編『生殖技術とジェンダー』、勁草書房、1996年、68頁。
- (7) 江原由美子『自己決定権とジェンダー』、岩波書店、2002年、47－63頁。
- (8) 森岡正博『生命学に何ができるか 脳死・フェミニズム・優生思想』、勁草書房、2001年、260頁。
- (9) 江原由美子『自己決定権とジェンダー』、岩波書店、2002年、193－257頁。
- (10) 加藤前掲論文、64－65頁。
- (11) 医療・看護の領域におけるパターナリズムおよびインフォームド・コンセントを巡る議論のレビューについては、次の文献を参照。  
山口恒夫『教育関係におけるパターナリズムの研究：医療者－患者間の談話分析を通して』、平成10年度～平成11年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書、2000年、8－19頁。  
山口恒夫「教育関係におけるパターナリズムと自己決定－インフォームド・コンセントにおいて『知りたくない権利』は認められるか－」、臨床教育人間学研究会第2回カンファレンス報告要旨、2000年12月（次のURLよりダウンロード可能 <http://cgi.html.ne.jp/~schs/>）
- (12) 「線引き」を主題とする代表的な理論の一つに、パーソン論と呼ばれる生命倫理理論がある。パーソン論の支持者は、概して、<ひと>と<ひと>以外の生命存在とを、<自己決定>できるか否か、すなわち、<自律的>であるか否かによって、あるいはまた、<自律的>である量的な度合いによって分けようとする。パーソン論の代表的な理論とその問題点について簡潔に論じた文献としては、森岡正博「生命と他者－<揺らぐ私>のリアリティ」（森岡前掲書、97－130頁）がある。
- (13) 森岡前掲書、67頁。
- (14) 森岡前掲書、73頁。
- (15) 一方、「間身体性」から捉え直すのではなく、立岩前掲書のように、身体や生命を巡る事柄に関して「何が私のものなのか」を徹底して突き詰め、そこに現れる矛盾の拠って来る所以をさらに詳細に分析することによって、「自分」と「他者」、そして自他の関係を問い直そうとするアプローチもある。
- (16) 子どもに対する大人の教育的な働きかけを、「指導」と「放任」などように、どちらもが一定の妥当性を有しつつも相対立してしまう二つの原理の緊張関係において解釈したのは、シュブランガー（Spranger, E.）やノール（Nohl, H.）、リット（Litt, Th.）という20世紀ドイツの精神科学的教育学者た

ちであった。矢野智司氏は、彼らの業績を俯瞰しつつ、ルソー (Rousseau, J.-J.), カント (Kant, E.) 以降、近代教育学における教育関係の解釈図式が「自律的な主体を他律的に育成する」という矛盾を本質的に内在しており、そのように解釈される関係こそが教育学の自律性と固有性の根拠であることを指摘している。矢野智司「教育関係のパラドックス—教育関係における『二律背反』問題についてのコミュニケーション論的人間学の試み」、矢野智司『ソクラテスのダブル・バインド—意味生成の教育人間学』、世織書房、1996年、173—202頁。

付記 本論は、文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。